

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目一四一八番二
- 二 保安林として指定された目的
風致の保存、火災の防備
- 三 解除の理由
公益上の理由